

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

しずおか優良木材等加算

R7.5.7

No	質問	回答
1	「しずおか優良木材等補助加算」は、どのような材料が補助対象となりますか。	以下のものが補助対象です。 ・ しずおか優良木材の認証を受けた製品 ・ 静岡県産材証明制度によって、産地が証明され、かつ合法性が証明された木材を使用したJAS・JIS製品
2	「しずおか優良木材」とは、どのようなものですか。	○しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が品質規格基準によって生産し、品質、寸法、含水率及び強度等の検査に合格した認証製品（同会が個別に認証した製品を含む）のことです。
3	「県産材販売管理票」とは、どのようなものですか。	○対象となる製品が静岡県産材であることを証明できる仕組みである「静岡県産材証明制度」において、「県産材取扱業者」が発行する「県産材販売管理票」によって証明するものです。 ○「県産材取扱業者」とは、県産材の生産業者、原木市場、製材、加工業者、木材販売流通業者など、静岡県産材証明制度に基づいて登録された事業者です。 ○「県産材取扱業者」及び「県産材販売管理票」に関する詳しい内容は、静岡県木材協同組合連合会（TEL 054-252-3168）にお問い合わせください。
4	「合法木材」であることをどのように確認しますか。	○合法性の証明が印字された県産材販売管理票などで確認します。 ○「合法木材」とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことで、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」を流通・加工段階の業者に渡すことによって、合法性を証明することができます。
5	しずおか優良木材等の補助加算を受ける場合、施工業者は、しずおか木の家推進事業者である必要がありますか。	その必要はありません。
6	「森林認証材」とは、どのようなものですか。	持続可能な管理が行われている認証森林から生産された木材で、CoC認証事業体が製材・加工したことを証明した製品のことです。